

# 秋田市公報

# あきだ

第1142号

令和2年3月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## —— 目 次 ——

### 規 則

- 秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則（第1号）…1
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第2号）…3
- 秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第3号）…3
- 秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則（第4号）…3

### 農 委 規 則

- 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則（第2号）…4

### 議 会 訓 令

- 秋田市議会危機管理対策会議規程（第1号）…4
- 秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第2号）…4

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第19号）…4
- 平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について（第20号）…4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第21号）…5
- 秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について（第22号）…5
- 秋田市一般廃棄物処理実施計画の変更について（第23号）…5
- 秋田市議会定例会の招集について（第24号）…5
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第25号）…5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第26号）…5
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第27号）…5
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第28号）…6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第29号）…6
- 令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第30号）…6
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第31号）…6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第32号）…6
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および変更について（第33号）…6

- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第34号）…7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第35号）…7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第36号）…7
- 秋田市食肉衛生検査所との畜検査手数料および畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について（第37号）…7
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第38号）…7
- 収納代理金融機関の指定の取消しについて（第39号）…7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第40号）…8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第41号）…8

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号）…8
- 教育委員会臨時会の招集について（第3号）…8

### 農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第2号）…8

### 上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第7号）…8
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第8号）…8
- 指定排水設備工事業者の指定について（第9号）…9
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第10号）…9

### 公 告

- 秋田市森林整備計画書の案の縦覧について…9
- 建築基準法による道路の指定の廃止について…9
- 農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集について…9
- 許可した開発行為に関する工事の完了について…10
- 農用地利用集積計画の策定について…10
- 建築基準法による一団地の建築物の認定の取消しについて…10
- 入札参加希望者の公募について…11

### 農 委 公 告

- 秋田市農地利用最適化推進委員候補者の募集について…12

## 規 則

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第1号

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則















|        |        |               |          |
|--------|--------|---------------|----------|
| 水道ワークス | 加賀谷 哲平 | 秋田市新屋南浜町1番10号 | 令和2年2月7日 |
|--------|--------|---------------|----------|

|            |      |                  |            |
|------------|------|------------------|------------|
| サンテック・サービス | 高野三郎 | 潟上市天王字羽立北野1番地150 | 令和元年10月31日 |
|------------|------|------------------|------------|

**秋田市上下水道局告示第9号**

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和2年2月18日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根 男

| 業者名   | 代表者  | 所在地             | 指定期間     |
|-------|------|-----------------|----------|
| パンライフ | 米屋直紀 | 潟上市天王字追分西95番地25 | 令和2年2月3日 |

**秋田市上下水道局告示第10号**

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和2年2月27日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根 男

| 業者名      | 代表者    | 所在地               | 廃止年月日      |
|----------|--------|-------------------|------------|
| 株式会社渡部設備 | 渡部 隆一  | 大仙市四ツ屋字川口98番地     | 令和元年10月31日 |
| 藤留建設工業   | 藤田 留五郎 | 男鹿市五里合箱井字町屋田51番地3 | 令和元年10月31日 |
| 佐国工業     | 佐藤国広   | 秋田市仁井田本町一丁目8番16号  | 令和元年10月31日 |
| 有限会社北島建設 | 角田 一美  | 秋田市泉中央二丁目3番26号    | 令和元年10月31日 |

**指定廃止路線一覧**

| 番号 | 指定月日       | 指定番号       | 幅員(m) | 延長(m)  | 指定道路の位置  | 指定廃止の年月日・番号   |
|----|------------|------------|-------|--------|--|---------------|
| 1  | 昭和46年3月29日 | S45-136-01 | 6.00  | 110.65 | 秋田市仁井田小中島218番3、218番4、218番6、218番9、223番11、223番15、223番16、223番3、223番4、223番7、223番8、225番12、225番14、225番16、225番4、225番5、225番7、225番9、227番20、227番21および245番5 | 令和2年2月10日 第1号 |

**秋田市公告**

農業委員会等に関する法律（平成26年法律第88号）第9条第1項の規定により、農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集を行うので、秋田市農業委員会の委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和2年2月18日

秋田市長 穂積志

1 募集人数

- 19人
- 2 任用期間  
令和2年7月20日から令和5年7月19日まで
- 3 身分  
秋田市の非常勤特別職
- 4 職務内容  
農業委員会総会（月に1回（必要に応じて複数回）、平日の日中に開催）に出席し、付議される議案について審議する。  
このほか必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者と



1 申請者の住所および氏名  
大阪府大阪市中央区城見一丁目2-27 クリスタルタワー27  
階  
株式会社プレサンスコーポレーション  
代表取締役 土井 豊

2 認定の取消しを行った区域  
秋田市中通三丁目2、3、4、五丁目7-1、7-2 および  
8

3 認定取消年月日  
令和2年2月26日

## 秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、  
入札参加希望者を公募する。

令和2年2月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）  
ア 秋田市太平山自然学習センター北部地域小中学校送迎バス賃貸借  
イ 秋田市太平山自然学習センター中央地域小中学校送迎バス賃貸借  
ウ 秋田市太平山自然学習センター南部地域小中学校送迎バス賃貸借
- (2) 履行場所  
秋田市太平山自然学習センター  
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
- (3) 履行期間  
ア 北部地域は、令和2年5月12日から令和3年2月28日までとする。  
イ 中央地域は、令和2年5月13日から令和3年2月28日までとする。  
ウ 南部地域は、令和2年5月14日から令和3年2月28日までとする。
- (4) 入札参加要件  
ア 北部地域は、大型2台、中型1台以上のバスを保有していること。  
イ 中央地域は、大型4台、中型1台以上のバスを保有していること。  
ウ 南部地域は、大型3台、中型1台以上のバスを保有していること。  
エ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。  
オ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。  
カ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。  
キ 市税に滞納がある者ではないこと。  
ク 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。  
ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。  
コ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者

- ではないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 日時  
令和2年3月19日（木）午前10時
- (2) 場所  
秋田市太平山自然学習センター 会議室  
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
- (3) 入札保証金および契約保証金  
免除
- (4) 契約日  
落札が決定した日から令和2年3月25日（水）までの間
- (5) 積算条件等  
道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2および平成26年3月26日付け公示第134号（東北運輸局長）を遵守すること。  
なお、入札時には、「届出運賃により入札額を積算した旨の確約書」および「入札額の積算内訳書」を添付（様式は任意）すること。
- (6) 注意事項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。  
ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。  
エ 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回限り行う。  
オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。  
なお、くじ引きは辞退できないものとする。  
カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。  
なお、入札書には代理人の印を押印すること。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 受付期間  
令和2年3月2日（月）から同月10日（火）までとする。  
ただし、3月9日（月）は、休館日のため受付できない。
- (2) 受付時間  
午前9時から午後5時までとする。
- (3) 受付場所  
秋田市太平山自然学習センター 事務室
- (4) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、令和2年1月1日以降に取り寄せたものであること。なお、提出時は写しでも可とする。）  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）  
イ 業務実績調査書（様式2）  
ウ 営業経歴書（様式3）



る。

- (2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募書は返却しない。

- (3) 推薦および応募様式は、次の窓口又はホームページから入手すること。

| 窓 口                          | 所 在 地                          | 電話番号         |
|------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 秋田市農業委員会事務局                  | 〒010-8560<br>秋田市山王一丁目1番1号(5階)  | 018-888-5796 |
| 河辺市民サービスセンター<br>産業・建設・地域支援担当 | 〒019-2692<br>秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 | 018-882-5161 |
| 雄和市民サービスセンター<br>産業・建設・地域支援担当 | 〒010-1223<br>秋田市雄和妙法字上大部48番地1  | 018-886-5545 |

秋田市農業委員会ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>

※ 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に  
「1023477」と入力して検索

#### 区域内地区

| 区 域  | 地 区   |
|------|---|
| 第1区域 | 次に掲げる地区<br>(1) 金足片田地区、金足黒川地区、金足高岡地区<br>および金足吉田地区<br>(2) 金足岩瀬地区、金足浦山地区、金足追分地区、<br>金足大清水地区、金足小泉地区、金足下刈地区、<br>金足鳩崎地区および金足堀内地区<br>(3) 下新城地区<br>(4) 飯島地区<br>(5) 上新城地区<br>(6) 寺内地区、八橋地区、土崎地区、将軍野地区<br>および港北地区 |
| 第2区域 | 次に掲げる地区<br>(1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、<br>手形地区、濁川地区、添川地区、山内地区およ<br>び仁別地区<br>(2) 広面地区、檜山地区、柳田地区、東通地区、<br>南通地区、中通地区および千秋地区<br>(3) 外旭川地区<br>(4) 太平地区<br>(5) 下北手地区、横森地区および桜地区                                 |

|      |   |
|------|---|
| 第3区域 | 次に掲げる地区<br>(1) 下浜地区<br>(2) 新屋地区、勝平地区、旭南地区、川尻地区、<br>川元地区、山王地区および浜田地区<br>(3) 豊岩地区<br>(4) 四ツ小屋地区、御所野地区および御野場地区<br>(5) 仁井田地区、大住地区、牛島地区、茨島地区<br>および御町地区<br>(6) 上北手地区および南ヶ丘地区   |
| 第4区域 | 次に掲げる地区<br>(1) 河辺赤平地区、河辺大張野地区、河辺大沢地<br>区および河辺高岡地区<br>(2) 河辺諸井地区、河辺和田地区および河辺神内<br>地区<br>(3) 河辺戸島地区、河辺畠谷地区および河辺豊成<br>地区<br>(4) 河辺松渕地区および河辺北野田高屋地区<br>(5) 河辺岩見地区<br>(6) 河辺三内地区   |
| 第5区域 | 次に掲げる地区<br>(1) 雄和女木米地区、雄和戸賀沢地区および雄和<br>相川地区<br>(2) 雄和左手子地区、雄和種沢地区および雄和平<br>尾鳥地区<br>(3) 雄和神ヶ村地区、雄和碇田地区および雄和萱<br>ヶ沢地区<br>(4) 雄和新波地区、雄和向野地区および雄和繫地<br>区<br>(5) 雄和田草川地区および雄和芝野新田地区<br>(6) 雄和妙法地区、雄和石田地区、雄和平沢地区、<br>雄和椿川地区および雄和下黒瀬地区 |

秋 田 市 公 報

